															4	年	,	月	日	
千代田区千代田保健所長 殿																				
											開設	者	住所	Î						
													氏名							
													電言	活番号		(		)		
													FΑ	X番号		(		)		
	歯 科 診 療 所 開 設 届																			
Ė	歯科診療所を開設したので、医療法第8条の規定により、下記のとおり届け出ます。																			
										Ī	記									
1	名	(フリ)	ガナ	·) 称																
1	4II 			الرار																
2	所	在		地																
2	וללו	11.		ΣĽ	電	話番	号	(	)				F A	AX番号	1 (	(	)			
3	診	療	科	目																
4	開	設		者																
現り	こ病院	完又は	: 診り	寮所	名		称													
を見ている	開設 は勤え	<sub>ン</sub> 、管 务して	理しい	し、 る場																
合					所	在	地													
本加	施設。	上同時	こり	病院 	名		称													
		寮所を <sup>-</sup> る場?		設し	所	在	地													
_		=n. <i>F</i>	н				ļ				F-									
5	· 開	設 年	· 月	日							年		月	日						
6	現	住	戸	听																
松	rt.			<del>5</del>																
管理	氏		- î	各																
者		研修									年		月	日						
	登 録 年 月 日										•		-							
		午証番 93. 年				复	育			-	号			年		月		日		
	豆	録年	月	口																
7	診	療	日	時																

8 診療に従事する歯科医師の氏名、担当診療科名、診療日時及び医籍の登録事項															
氏		寮 科 名	診	療	日	時		医 籍 末 研 修 。 登録年月	等	免許	録 事 項 免許証番号及び 登 録 年 月 日				
										年		目	第 年		号
										年	三 月	目	第 年	月	<del>号</del> 日
										年	三月	目	第 年	月	号 日
										年	三 月	目	第 年	月	<del>号</del> 日
										年	三 月	月	第 年		<del>号</del> 日
							年	三 月	目	 第 年		<del></del> 号			
9 医療従事者(歯科衛生士、歯科技工士等)															
職	種			氏	名			£	色 韵	千証 番	子 号	圣	登 録 4	日	
								第			号		年	月	日
											号		年	月	日
											号		年	月	日
											号		年	月	日
								第			号		年	月	日
10	従業者定	到										ı			
歯	科医	師	歯科	衛生士	歯科	技 工	士	事	務	員				計	
	3	名		名		2	名			名		名	1		名
11	敷地の面	積									m²(平面	図はタ	引添の	とおり	)
12	敷地周囲	<b></b> のり	見取図	] (5	別添のと	おり	)								
13	建物の構	<b>靠造</b> 标	既要及	び平面図											
	<b>木</b>	<b>基</b>	造	概	要			建		築	面積	延		面	積
			造	Î		階建	て				m	2			m²
住年	と併設の	)場合	合また	はビルデ	ィングの	一部	を使	用する	る場	合					

住	宅	と 併 設			の	の場合				造	造階建ての		ち	ち階			m²使用		
ビルディングの一部を使用する場合										造	階建てのうち								
												階	-	号室			m²	1	
平			面				<u> </u>	[]	別添の	ンとま	うり								
14 歯科治療室																			
室	面	積	治	療	いす防火				、設	備	その他必要な設備								
		m² 台																	
15 歯科技工室																			
室	面	面積防じん設備防火								備	その	他必要な記	殳債	į					
	m²																		
16 エックス線装置及び診療室																			
	予定のエッ開設時設置		固定	三・携	帯の	別			用		途	製	作	者	名	及 ひ	型	式	
クス線装																			
置																			
	ックス	室		室内の構造					₩. //	た安の五種		暗			室				
診		主	室 面 積			室内の構ま			巨阺安		操作室の面積			面		積	設		備
療室			m²									m²				m²			
17 その他の施設																			
待	待 合 室					階 I				Ŷĺ	当 毒	施設	m²					m²	
事	事 務 室																		
												•							
18 添付書類																			

(注1:2)

- (1) 開設者の歯科医師又は医師の臨床研修等修了登録証の写し、免許証の写し及び職歴書 (注1·2)
- (2) 管理者の歯科医師又は医師の臨床研修等修了登録証の写し、免許証の写し及び職歴書 (管理者が開設者でない場合に限る) (注1·2)
- (3) 診療に従事する歯科医師又は医師の臨床研修等修了登録証の写し、免許証の写し
- (4) 建物の登記事項証明書(土地または建物を賃借する場合は、賃貸借契約書の写しも添付)
- (5) 敷地の平面図
- (6) 敷地周囲の見取図
- (7) 建物の平面図 (縮尺100分の1以上のもの)
- (8) エックス線診療室の放射線防護図(平面図及び立面図。縮尺50分の1以上のものとし、壁 及び鉛の厚さを記入すること)
- (注1) 平成18年4月1日時点において現に歯科医師免許を受けている者及びそれ以前に歯科医師免許の申請を行った者であって、平成18年4月1日以後に歯科医師免許を受けた者は、医療法等の一部を改正する法律(平成12年法律第141号。以下「一部改正法」という。)第3条の規定による改正後の医療法及び一部改正法第5条の規定による改正後の歯科医師法の適用については、同法第16条の4第1項の規定による登録を受けた者とみなす。
- (注2) 平成16年4月1日時点において現に医師免許を受けている者及びそれ以前に医師免許の申請を行った者であって、平成16年4月1日以後に医師免許を受けた者は、一部改正法第2条の規定による改正後の医療法及び一部改正法第4条の規定による改正後の医師法の適用については、同法第16条の4第1項の規定による登録を受けた者とみなす。